

敦賀市観光振興計画策定等業務委託仕様書

1 業務名

敦賀市観光振興計画策定等業務委託

2 趣旨

本業務は、当市の観光施策の指針としての役割を担っている「敦賀市観光振興計画（令和5年3月策定）」の計画期間が令和7年度で満了となる。現在の敦賀市観光振興計画に加え、具体的な取り組み方策や行動指針をまとめた「北陸新幹線敦賀開業に向けた敦賀市行動計画（令和2年3月策定）」等の検討結果を踏まえ、北陸新幹線敦賀開業を契機とした当市への観光来訪者の維持拡大等を図り、当市の持続可能な観光戦略の方針を立てるため新たな観光振興計画を策定することを目的とする。

なお、次期計画は令和8年度から運用開始とし、計画期間を5カ年とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

（1）計画策定のための現状整理及び施策の設定支援

現計画で定めた基本方針や施策の現状分析及び課題を洗い出し整理し、次期計画に必要な施策の設定手法について提案すること。

（2）成果指標及び目標設定支援

昨年度当市が実施した観光に関する各種調査結果を踏まえ、施策ごとの成果指標及び次期計画の推進を図るための定量的な目標設定を支援すること。

（3）策定委員会の運営

策定委員会は、学識経験者や関係団体の代表者等で構成し、当市が開催する（委員は当市で選定）。受託者は、事務局の一員として、議題とすべき内容の提案や必要となる資料の作成、資料説明、会議録作成の支援をする。会場の費用や報酬の支払いについては当市が行う。なお、策定委員会の回数、各回の内容について提案すること。

（4）計画書（素案、原案及び最終案）の作成

成果指標及び目標設定、策定委員会の結果を踏まえ観光振興計画の素案を作成すること。なお、市民、事業者、関係機関、行政など幅広い人々に手に取ってもらい、親しみやすく理解されやすいデザイン性の高い計画書にすること。

（5）打ち合わせの実施・報告書の作成

業務の進捗状況等を確認するため、当市から求めがあった場合は、適宜打ち合わせを実施すること。また、打ち合わせ内容について報告書を作成し、当市へ提出すること。

5 成果物の納品

納品場所は、敦賀市まちづくり観光部観光誘客課とし、次のとおり提出すること。

(1) 観光振興計画

[提出方法：A4 版 紙納品（カラー製本 2 部）及びデータ納品]

(2) 観光振興計画 概要版

[提出方法：紙納品（カラー製本 2 部）及びデータ納品]

(3) 打ち合わせ報告書 [提出方法：データ納品]

(4) その他、本業務において作成した成果物 [提出方法：紙納品又はデータ納品]

6 準拠する法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、次に掲げる法令等に準拠して行うものとする。

(1) 地方自治法及び同施行令

(2) 敦賀市財務規則

(3) その他関係法令等

7 成果物の帰属等

(1) 本業務で履行した内容は、すべて当市に帰属するものとし、受託者は当市の承諾なく他に公表、貸与又は使用させてはならない。成果物に係る著作権は、当市に全て帰属するものとし、受託者はこれを公開してはならない。

(2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

(3) 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。

8 再委託の禁止

受託者は、本業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、当市と協議の上、その一部を委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを当市に提出するものとする。

9 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行規則及びその他関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘

密を他に漏らしてはならない。なお、契約期間中又は契約期間外も同様とする。

10 損害賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により、当市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

11 委託料の支払い

業務完了後、成果物の検査に合格した後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いにより、委託料の全額を支払う。ただし、当市が必要と認めたときは、受託者の請求に基づき概算払いをすることができる。

12 その他

- (1) 受託者が、業務履行に当たり、仕様書に記載されている事項を行わない場合は、契約期間の途中においても契約解除することができるものとする。なお、契約解除となった場合は、当市は受託者に対し、一切の費用を支払わないものとする。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて当市と協議すること。
- (3) 業務実施に当たり、疑義が生じた事項については、当市と協議の上対応すること。